



# 新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法にご注意！



身に覚えのない商品の送り付けや個人情報を読み出す電話やメールのトラブルが増えています。

## 事例 1

封筒に入った使い捨てマスク20枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがないが、今後どうすればいいか。

## アドバイス

身に覚えがない商品が届いた際の対応方法

商品の購入の申し込みをしていないのに一方的に商品を送り付け、代金の請求をする販売方法を送り付け商法（ネガティブ・オプション）といいます。送り付けられる前に事業者から連絡がなかった場合には、売買契約は成立していません。事業者に連絡したりお金を払う必要もありません。慌てて事業者に連絡したりせず、商品の送り付けがあった日から事業者による引き取りがないまま14日間を経過した場合には商品は自由に処分することができます。

## 事例 2

携帯電話に厚生労働省職員と名乗って「新型コロナウイルスの検査をした方がよい」という電話がかかってきた。そのような電話を受ける覚えもなく、すぐに電話をきった。不審である。

## アドバイス

行政機関の職員をかたって不審な電話がかかってきたという相談がよせられています。金銭的な被害はないものの、消費者の個人情報の入手や、所在を確認する意図で電話をかける、いわゆる「アポ電話\*」の可能性が考えられます。

行政機関の職員が、電話で「新型コロナウイルスの検査をしたほうがよい」などと個人に連絡することはありません。あやしいと感じたらすぐに電話をきりましょう。

\*アポ電（アポイントメント電話）とは家族構成や資産状況を聞き出したり、在宅の状況を聞き出すことなどを目的にかける電話

身に覚えのない電話やメールには注意しましょう。  
判断や対応に困ったら消費生活相談室にご相談ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

# 小金井市消費生活相談室

## ☎042-384-4999 (直通)

